

2024 年 2 月 2 日
創造会感染対策委員会
委員長 土井紀弘

職員及び同居者が新型コロナウイルスの感染者 又は濃厚接触者等となった場合の対応

1) 職員が感染者になった場合

勤務を休み、陽性確定に係る症状発症日（発症日が不明な場合は検体採取日）から 5 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間を経過した日の翌日以降検査なしで復職可とする。

2) 職員が濃厚接触者(*1)になった場合

症状がある場合は速やかに核酸検出検査又は抗原検査を受ける。症状が無い場合は出勤前に抗原検査を受け（検査費用は法人負担）、結果が陰性であれば勤務可とするが、その後に感染する可能性を踏まえて、感染予防対策を充分に行ったうえで勤務する。また、症状が出た場合には速やかに再度核酸検出検査又は抗原検査を受ける。

なお、職員が感染者になった後の待機期間終了後、陽性確定に係る症状発症日（発症日が不明な場合は検体採取日）から 30 日以内に濃厚接触者となった場合は継続して勤務可とする。

(*1)「創造会が定める濃厚接触者」

感染者の感染可能期間（発症 2 日前から）に、感染者と 1 m 以内で必要な感染対策（マスクの着用・手指衛生）をせずに 15 分以上の接触があった者とする他、周辺の環境や接触の状況等個々の感染リスクを総合的に判断する。

3) 同居者が感染者になった場合

職員が濃厚接触者になった場合の対応に準ずる。

但し、職員が感染者になった後の待機期間中に同居者が感染者となった場合は、職員を濃厚接触者として扱わない。

4) 職員が核酸検出検査又は抗原検査を受けた場合

職員が症状発症により核酸検出検査又は抗原検査を受けた場合、結果が判明するまで勤務を休む。

5) 感染者が関わった患者・介護サービス利用者等

感染者が勤務しているフロアにおいて発症 2 日前から接触した患者・施設利用者等をリストアップし、直接ケアをした患者・施設利用者等に対して速やかに[核酸検出検査又は抗原検査](#)を実施する。その後 5 日間経過観察し、発熱等の症状が見られた場合

には再度核酸検出検査を行う。

その他、周辺環境や接触状況等から個々の感染リスクを判断し、スクリーニング対象者の抽出を行う。

また、スクリーニング検査の結果、複数の職員又は患者・施設利用者等から陽性者が判明した場合には、当該フロアの全職員及び患者・施設利用者等に対して[核酸検出検査又は抗原検査](#)を実施する。

6) 欠勤中の給与補償

< 感染者 >

勤務中の感染（労災認定有り） 下記のアとイ

ア．労働災害補償 直近 3 ヶ月の平均給与 × 80%

イ．創造会負担 通常勤務で支給されたはずの給与 - ア．

勤務外の感染（労災認定無し） 傷病手当

< 非感染者 >

当初の勤務予定日を欠勤した場合に下記の特別有給休暇を付与する

職員の核酸検出検査又は抗原検査の結果待ち

結果が判明するまで特別有給休暇

以上